令和7年度

合併処理浄化槽設置整備事業補助制度

合併処理浄化槽は、し尿の他に台所、洗濯、風呂などの生活排水をいっしょに処理するため、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べると数倍もきれいな水を放流することができます。 海や川などの水質汚濁を防止し、わたしたちの身近な生活環境をより良いものにするために、刈谷市では**合併処理浄化槽を設置する方で一定の要件を満たす方に、予算の範囲内で補助金を交付します。**

補助を受けられる方

市内に所在する主に自らの居住の用に供する建物又は延べ床面積の２分の１以上を自らの居住の用に供する建物に居住し、かつ当該建物に現に住所を有する者で、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する者。

補助を受けられる地域

下水道法第４条第１項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域。

補助対象となる浄化槽

BOD除去率90%以上かつ放流水のBOD濃度が20mg／L（日間平均値）以下及び総窒素濃度が20mg／L以下、または総燐濃度が1mg／L（日間平均値）以下の機能を有するとともに、かつ国庫補助指針に適合する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽。

※着工前に申請し、令和８年３月２日までに実績報告書の提出を行うことが条件となります。

補助金の額

補助金の区分及び補助率、補助限度額は次のとおりです。

区分	補助率	人槽	上限金額
単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換・・・Ａ	4/10	5	３６万円
		６～７	４６万２千円
		８～１０	５８万５千円
Ａに伴う単独処理浄化槽の撤去	1/1	－	＋１２万円
Ａに伴うくみ取り便槽の撤去	1/1	－	＋９万円
Ａに伴う宅内配管工事	1/1	－	＋３０万円

合併処理浄化槽への「流入管」（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水用）、住居の敷地に隣接する側溝までの「放流管」及び「ます」が対象です。

【問合せ先】
刈谷市役所　環境推進課　環境保全係
電話：0566-62-1017（環境推進課直通）E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp

補助金の受給手続きの流れ

申請者

刈谷市役所　環境推進課

(1)着工前に申請

申請書

添付書類

(1) 審査期間(中10日)を経過した浄化槽設置届出書の写し
(2) 設置場所の案内図及び配置図(配管のわかるもの)
(3) 合併処理浄化槽設置工事見積書の写し
(4) 専用住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
(5) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の状況写真
(6) 住民票の写し(窓口で発行されたものをそのままお持ちください)
(7) その他市長が必要と認める書類
①浄化槽工事請負契約書の写し、②登録証の写し、③浄化槽設備士免状又は修了証書の写し、④登録浄化槽管理票C票、⑤保証登録証

(2)交付決定通知

交付決定通知書

※書類審査・現地調査を行い、 補助金交付の可否を通知します。

(3)交付決定通知を受けてから着工　⇒工事完了

◆工事施工の写真を撮っておいてください。(着工前・工事中・完了後)
◆工事内容を変更・中止する場合には、変更承認申請が必要です。

(4)工事完了後、速やかに実績報告

実績報告書

添付書類

請求書

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
(2) 浄化槽法定検査契約書の写し及び浄化槽法定検査依頼書の写し
(3) 合併処理浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し
(4) 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
(5) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の最終清掃実施記録の写し(転換に伴い撤去した場合に限る)
(6) 浄化槽廃止届出書の写し(単独処理浄化槽からの転換の場合に限る)
(7) 工事施工の写真 (着工前・工事中・完了後)
(8) その他市長が必要と認める書類 (チェックリスト)

※年度をまたいでの実績報告は不可。

(5)交付額の確定通知

交付額確定通知書

※書類審査・現地調査を行い、補助金の確定額を通知します。

(6)実績報告の後、 3～4週間後に振込み